

「ほくでん」関係者を装った悪質な勧誘にご注意！！

Q.「毎月の電気料金請求額が一定額以上であれば、電気料金を安くする手続きができます。」と電話があった。「検針票があればすぐにチェックできます。」と言われ、促されるまま答えると「これで手続きが完了しました」と言われた。その後、見覚えのない会社から書類が届き、見ると電気の契約先が別会社に変更になるとの内容だった。納得できない。（70歳代 女性）

A.「ほくでん」が電話や訪問により、契約メニューや使用量等の個人情報を聞き出すことはありません。いつもの電力会社だと思い込ませて個人情報を聞き出し、契約先の変更を勧める電話勧誘と思われます。書面を受け取ってから8日以内であればクーリングオフができますので、書面で解約通知を出しましょう。「安くなる」という甘い言葉を繰り返すような不審な電話には十分注意し、断る時は「必要ありません」とはっきり伝えるようにしましょう。何か変、おかしいと思ったときはひとりで悩まずすぐ、ご相談ください。

消費生活のご相談は

美幌町消費生活センター

電話・FAX 0152-72-0366

月～金曜日 10時～16時（年末年始・土日祝日を除く）